

申請前に必ずお読みください

行橋市児童クラブ夏休み入所申請
～添付書類について～

行橋市役所 学校管理課 学務係

[TEL:0930-25-1111](tel:0930-25-1111) (内線1347)

①オンライン申請時にお手元に準備していただくもの

- ・ 児童クラブに入所する児童の保険証
- ・ 保護者、同居の祖父母が昼間に児童を養育できないことを証明する書類

【必要書類】

○就労の場合（勤務証明書の原本は入所決定後に行う面談時に児童クラブへ提出をお願いいたします）

①勤務証明書

就労を理由に児童クラブを申請する場合、勤務されている方全員分の勤務証明書が必要です。

※勤務証明書の原本について、児童クラブを初めて利用される方は入所決定後に行う面談時、児童クラブへ提出をお願いいたします。

※申請手続きを始める前に、勤務先に勤務証明書を提出し、すべて記入されたものをご用意ください。

★自営業・農業の方は、勤務証明書をご自身で記入し、営業許可書・開業届・確定申告の控えのいずれかを準備してください。

※勤務証明書は、勤務している会社ごとに必要です。

（例）2社に勤務している場合は、勤務証明書は2枚必要です。

勤務先に勤務証明書を書面にて提出し、勤務先が記入した勤務証明書の写真を撮って申請時にアップロードしていただく形となります。

そのため勤務証明書は、行橋市役所のホームページ、行橋市役所、各児童クラブにて配布します。

※行橋市の勤務証明書の内容を網羅してる場合は、勤務先の様式でも可

○就学の場合

- ①在学証明書、カリキュラム等の在学を証明できるもの（小学生～大学生は不要です）

○障がい、疾病、家族の介護の場合

該当する下記のいずれかの書類

- ①医師の診断書（病名、治療期間、保育をできない状態かどうか、または介護の必要性を明記したもの）
- ②障がい者手帳
- ③介護保険被保険者証

○出産

- ①母子手帳（出産予定日記載箇所）（母親の氏名と出産予定日がわかるものであれば母子手帳でなくても可。）

○求職

- ①ハローワークカードまたは、求職中であることを証明できるもの

【該当する世帯のみ提出】

・非課税世帯かつ令和7年1月2日以降に行橋市に転入された方

- ①所得課税証明書（利用料減免申請時に必要になります）

②児童クラブの利用料金について

入所料	月額 5,000円 ※児童2人以上入所の場合は、第2子から月額2,500円
おやつ代	月額 2,000円
損害保険料	年額 800円
延長料	1回100円（翌月払：上限1,500円）または月額1,500円（当月払）
支払方法	口座振替（毎月25日、金融機関が休業の場合は翌営業日）

- 残高不足等により口座振替ができなかった場合は、納付書でお支払いいただきます。
再振替はできませんので、指定期日に必ず振替ができるようお願いいたします
- 月の途中で退所する場合や、利用日の少ない場合であっても、**日割り計算による減額はありません**のでご注意ください。
- おやつ代の支払いについて、行橋保育園児童クラブ、コスモス児童クラブ、ときいろ児童クラブ、みのり児童クラブ、むつみ保育園児童クラブについては、直接児童クラブへお支払いください。

③入所料等の減免について

次の場合は、入所料等の減免を受けることができます。

該当する方は、オンライン申請時、**減免申請についての入力画面で「はい」を選択してください。**

オンライン申請にて減免申請を行っていない場合は、減免対象にならないため、該当する方は必ず減免申請を行ってください。

▼該当する方▼	入所料	おやつ代	保険料
生活保護世帯	全額免除	免除なし	全額免除
ひとり親世帯・	半額免除	免除なし	免除なし
食物アレルギー	免除なし	全額免除	免除なし

※食物アレルギーにより児童クラブのおやつを食べられない児童は、おやつ代を徴収しません。

おやつをご家庭から持参してください。

児童クラブでの代替食等の対応はできません。

また、食物アレルギーがある児童以外は、おやつ代の免除ができません。

④該当する場合に書面で提出していただくもの

①口座振替依頼書

●新規で入所を希望される方は市役所もしくは児童クラブにご提出ください。

(福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行で口座振替を希望される方については、オンラインでの口座登録となるため口座振替依頼書の提出は不要です。)<※詳細は市HPより>

●入所料等は原則口座振替でお支払いいただくようお願いいたします。

●口座振替依頼書は3枚複写になっているため、3枚全てに金融機関届出印を押印していただくようお願いいたします。

●押印がうまく出来なかった場合（写りが悪い等）は、枠内に収まれば隣に押印しても構いません
枠外の押印は無効のため、市役所担当課または児童クラブから新しい用紙をお受け取りください。

●金融機関名、氏名、住所、フリガナ、口座番号等すべて記入漏れのないようにお願いします。

▼利用できる金融機関は下記のとおりです

- | | | |
|-------------|---------|------------|
| ・福岡銀行 | ・北九州銀行 | ・九州労働金庫 |
| ・西日本シティ銀行 | ・田川信用金庫 | ・福岡ひびき信用金庫 |
| ・福岡京築農業協同組合 | ・福岡中央銀行 | |

※兄弟児が児童クラブを利用したことがある方は口座の登録は不要です。